

総合支援資金(特例貸付)の再貸付を実施します

緊急事態宣言の延長等に伴う経済支援策として、新型コロナウイルス感染症の影響により減収・休業や失業された方に対し、総合支援資金(特例貸付)の再貸付を実施します。

- 申請できるのは、令和3年3月末までに、緊急小口資金(特例貸付)と総合支援資金(特例貸付)を利用し、貸付が終了している(終了を予定している)世帯です。緊急小口資金(特例貸付)の貸付を受けていない場合は、先に緊急小口資金(特例貸付)をお申込みください。
- この制度は貸付ですので、審査の結果、対象外となる場合があります。この案内を受け取った世帯全てが、再貸付の対象となるとは限りません。
- 葛飾区外に転居された方は、葛飾区で申請を受けることはできません。転居先の社会福祉協議会にお問合せください。
- 申請は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため郵送でお願いいたします。
- 多数の申し込みが想定されるため、申請書が到着した確認のお問い合わせはお受けできませんので、書留郵便等の配達確認ができる方法で郵送をお願いします。
- 申請から送金まで1カ月以上時間を要する可能性がありますので、生活の困窮状態によっては生活保護の相談等をご検討ください。

1 対象となる世帯 ※次の要件をすべて満たす世帯

- ア 令和3年3月末までに、緊急小口資金及び総合支援資金の貸付が終了(予定も含む)すること
- イ 新型コロナウイルスの影響による減収・休業や失業等により、現在、生活困窮状況にあること
- ウ 自立相談支援機関での相談や継続的な支援を受けること

2 受付期間

令和3年2月19日(金)から3月31日(水)※消印有効

3 申請に必要な書類

東京都社会福祉協議会のホームページからダウンロードすることもできます。

- (1) 総合支援資金特例貸付(再貸付)申込書
- (2) 総合支援資金特例貸付借用書(再貸付)
- (3) 総合支援資金特例貸付 再貸付にかかる申出書
- (4) 住民票(借入申込者の世帯全員が記載された発行後3カ月以内でマイナンバーがないもの)
*外国人の場合は、在留カードのコピーも必要
- (5) 預金通帳のコピー



借受人の氏名と、これまでに送金を受けた緊急小口資金および総合支援資金(初回・延長)のすべての箇所を確認ができること

*預金通帳のコピーを提出できない場合は、本人確認書類(健康保険証、運転免許証、パスポート、マイナンバーカード)のコピーを提出してください。

4 申請方法

上記(1)~(5)の書類を、書留(配達確認ができる送付方法)にて、葛飾区社会福祉協議会に送付してください。(1)(2)については、必ずコピーを保管してください。

●お問合せ先 葛飾区社会福祉協議会 葛飾区堀切 3-34-1 ウェルピアかつしか 3階
電話 03-5698-2457 FAX 03-5698-2513